

各 位



平成 26 年 5 月 23 日

会 社 名 株式会社 大 田 花 き
代 表 者 代表執行役社長 磯村 信夫
(J A S D A Q コード番号 7 5 5 5)
問い合わせ先 執行役管理本部長 金子 和彦
T E L 0 3 - 3 7 9 9 - 5 5 7 1

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の当社取締役会の決議により導入した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について、同年 6 月 21 日開催の当社第 20 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て更新いたしました。旧プランは、平成 23 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、旧プランの内容を一部改訂した上で、更新することを決議し、有効期間満了時の平成 23 年 6 月 25 日開催の当社第 23 回定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月 21 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず、廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、これに伴い、本日開催の当社取締役会において、定款一部変更に関する議案を本定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします（かかる定款一部変更の内容は本日付で別途リリースしております「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください）。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者が当社の財務および事業の方針の決定を支配することを防止するための取組みとして本プランを導入いたしました。

しかしながら、本プラン導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する整備が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されていることから、本プラン導入の意義が相対的に低下してきていると考えられます。

このような状況を踏まえ、当社は、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、本プランの取扱いについて、慎重に検討を重ねた結果、本日開催の当社取締役会におきまして、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非更新（廃止）後においても、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、法令および定款によって許容される限度において、適切な措置を講じてまいります。

以上